

1 住民登録・戸籍・印鑑登録

3か月以上 日本に 住む人に、熊本市が 住民票を 作ります。日本に 住み始めたとき、引っ越すとき、
 国に 帰るときに、住民登録を します。住民登録を したら、市の サービスを 受ける ことができます。
 また、子どもが 生まれたとき、結婚したとき、離婚したとき、家族が死んだときは、区役所に 行かなければ
 なりません。

(1) 住民登録

区役所 区民課

種類	いつ	必要なもの
入国 初めて 日本に 住み始めたとき 中長期在留者になったとき	熊本市に 住み始めた 日から14日以内	○特別永住者証明書 または 外国人登録証明書 ○在留カード(空港で もらわなかった場合は パスポート)
転入 ほかの 場所から 熊本市に 引っ越したとき	熊本市に 来た日から 14日以内	○在留カード、特別永住者証明書 または 外国人登録証明書 ○転出証明書 ○その他(※) ある場合は 持ってきてください マイナンバーカード、国民健康保険証など
転出 熊本市から ほかの 場所に 引っ越すとき	引っ越す日の 2週間前から	○在留カード、特別永住者証明書または外国人 登録証明書 ○その他(※)ある場合は 持ってきてください マイナンバーカード、国民健康保険証など
転居 熊本市の なか で 引っ越すとき	引っ越した日から 14日以内	○在留カード、特別永住者証明書または外国人 登録証明書 ○その他(※)ある場合は 持ってきてください マイナンバーカード、国民健康保険証など
出国 日本を 出るとき	引っ越す日の 2週間前から	○在留カード ○その他(※)ある場合は 持ってきてください マイナンバーカード、国民健康保険証など

※その他(※): 家族の 年や 子どもがいるか どうか などで 必要な 書類は 違います。

詳しいことは 区役所で 聞いてください。

※あなたの かわりに ほかの人が 来るときは、委任状と 届ける人の 本人確認書類(免許証など)が
 必要です。

種類	いつ	必要なもの
出生届 子どもが生まれた	生まれた日から 14日以内	○出生届書 ○出生証明書 ○親子健康手帳 ※生まれた子どもが日本に住み続けるためには、在留許可が必要です。出入国在留管理庁に申し込んでください。
結婚・離婚		国籍によって必要な書類が違います。 必要な書類については、区役所の区民課・総合出張所に聞いてください。
死亡 家族やいっしょに住んでいる人が亡くなった	亡くなったのを 知ってから 7日以内	○死亡届書 ○死亡診断書 ※在留カードと特別永住者証明書を、出入国在留管理庁に返してください。

※印鑑、国民健康保険証がある人は、持ってきてください。

※上↑は かならず 必要な書類です。ほかの書類も 必要なときがあります。

(3) 印鑑の登録

家を売ったり、買ったりするようなとても大切な契約のとき、「実印」が必要ときがあります。「実印」は、区役所で登録した印鑑です。実印を使うとき、「印鑑登録証明書」という書類も必要です。(本当にその印鑑が「実印」かどうかチェックするためです。)

印鑑の登録は、15歳以上の人ができます。登録が終わったら、印鑑登録証(カード)をもらいます。

種類	必要なもの
印鑑登録	○登録する印鑑 ○本人確認書類 在留カード、運転免許証、パスポートなど写真がある証明書

※登録できない印鑑もあります。

あなたのかわりにほかの人が申請するときは必要な書類が違います。

詳しいことは、区役所の窓口で聞いてください。

種類	必要なもの
戸籍・住民票がほしい	○本人確認書類 在留カード、運転免許証、パスポートなど 写真がある 証明書
印鑑登録証明書がほしい	○印鑑登録証 ○本人確認書類 在留カード、運転免許証、パスポートなど 写真がある 証明書

※あなたのかわりにほかの人が来るときは必要な書類が違います。

詳しいことは、区役所の窓口で聞いてください。

※証明書をもらうときは、手数料[お金]を払わなければなりません。

※(1)～(4)は総合出張所と、芳野分室でも、受付や手続きができます。

(時間:月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始は休みです)

(5) マイナンバーカードを使って、コンビニで証明書をもらうことができます

↓の証明書を、コンビニ(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート)でもらうことができます。

証明書の種類	手数料[必要なお金]	
	役所の窓口	コンビニ
住民票の写し	400円	200円
印鑑登録証明書	400円	200円
市県民税(所得・課税証明書)	400円	200円
戸籍全部(個人)事項証明書(謄本・抄本)	450円	450円

※必要なもの マイナンバーカード

※時間 午前6時半～午後11時(12月29日～1月3日はできません)。

戸籍証明:午前8時半～午後8時(本籍も住所も熊本市の人だけできます)。



マイナンバーカードについて↓:英語、中国語、韓国語のほか 26か国語で案内しています

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

